

おり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.6.11号 明石木見線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成10年3月31日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成10年3月31日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第387号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.4.90号 松風北線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成16年6月4日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成16年6月4日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

兵庫県告示第388号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
8.7.22号 灘駅線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成16年6月4日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成16年6月4日から平成22年3月31日まで

## 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし
- 

## 兵庫県告示第389号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
8.7.23号 松風線
  - 3 事業施行期間  
変更前 平成16年6月4日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成16年6月4日から平成20年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
なし
- 

## 兵庫県告示第390号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
姫路市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.6.548号 京町線
  - 3 事業施行期間  
変更前 平成2年6月29日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成2年6月29日から平成22年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分  
変更なし
    - (2) 使用の部分  
なし
- 

## 兵庫県告示第391号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.4.22号 大日線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成11年3月5日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成11年3月5日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

**兵庫県告示第392号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
姫路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
中播都市計画道路事業  
3.5.17号 城北線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成13年1月23日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成13年1月23日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

**兵庫県告示第393号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
芦屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）道路事業  
3.3.130号 山手幹線
- 3 事業施行期間  
変更前 平成10年4月28日から平成19年3月31日まで  
変更後 平成10年4月28日から平成20年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし

- (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第394号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
旭町(2)	養父市		八鹿町八鹿	猿山	1156番1、1156番4、1156番6、1157番、1175番1、1178番1から1178番4まで、1180番、1183番、1184番、1186番、1186番1、1187番1、1187番3、1187番4、1187番8から1187番17、1187番30、2096番の一部、2114番1の一部、2114番2、2115番の一部、2116番1の一部、2116番4の一部、1183番地先の道路敷
			八鹿町九鹿	越東	269番1、269番2、270番、271番1、276番1から276番3、288番の一部、271番1地先の道路敷

兵庫県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
吉川都市計画下水道事業  
吉川町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成19年3月30日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
なし

兵庫県告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、阪神間都市計画下水道事業の事業計画を次のとおり認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
川辺郡猪名川町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画下水道事業  
猪名川町公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成19年3月30日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## 兵庫県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設下水道事業  
神戸市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和32年9月5日から平成20年3月31日まで  
変更後 昭和32年9月5日から平成23年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 兵庫県告示第398号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
芦屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）下水道事業  
芦屋市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和30年4月1日から平成19年3月31日まで  
変更後 昭和30年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第399号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
三木市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和54年兵庫県告示第702号東播都市計画下水道事業  
三木市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年3月27日から平成19年3月31日まで  
変更後 昭和54年3月27日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第400号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
小野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和54年兵庫県告示第2376号東播都市計画下水道事業  
小野市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年10月5日から平成19年3月31日まで  
変更後 昭和54年10月5日から平成22年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第401号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称

三田市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和54年兵庫県告示第272号阪神間都市計画下水道事業  
三田市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年 2月 2日から平成19年 3月31日まで  
変更後 昭和54年 2月 2日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第 402 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
丹波市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成 8 年兵庫県告示第814号春日都市計画下水道事業  
春日町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 8 年 5月21日から平成19年 3月31日まで  
変更後 平成 8 年 5月21日から平成21年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

~~~~~

**兵庫県告示第 403 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和54年兵庫県告示第2248号東播都市計画下水道事業  
滝野町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和54年 9月18日から平成19年 3月31日まで  
変更後 昭和54年 9月18日から平成22年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

変更なし

兵庫県告示第 404 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
加東市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和55年兵庫県告示第1935号東播都市計画下水道事業  
社町公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 昭和55年 8月 1 日から平成19年 3月31日まで  
変更後 昭和55年 8月 1 日から平成22年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

兵庫県告示第 405 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
淡路市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成 8 年兵庫県告示第406号津名都市計画下水道事業  
淡路市公共下水道
- 3 事業施行期間  
変更前 平成 8 年 3月15日から平成19年 3月31日まで  
変更後 平成 8 年 3月15日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

兵庫県告示第 406 号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第 1 項の規定により、景観形成重要建造物等として次のものを指定する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第 2 次指定

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----|-------|
|     |       |



|                      |                  |
|----------------------|------------------|
| 関西学院大学時計台及びランパス記念礼拝堂 | 西宮市上ヶ原一番地1-155   |
| 宝塚音楽学校旧校舎            | 宝塚市武庫川町6-12      |
| 三連蔵                  | 高砂市高砂町南本町888     |
| 小野市立好古館              | 小野市西本町477        |
| 柳田國男生家               | 福崎町西田原1038-12    |
| 堀家住宅                 | たつの市龍野町日飼296     |
| 城崎温泉橋梁群              | 豊岡市城崎町湯島796番地先 他 |
| 旧養父合同銀行大屋支店          | 養父市大屋町大屋市場4番地    |
| 蘆田家住宅                | 丹波市青垣町東芦田字田中981  |
| 阿万上町公会堂 他            | 南あわじ市阿万上町405     |

兵庫県告示第 407 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により、龍野市堂本天神農住土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 事業施行期間

変更前 平成17年 9月20日から平成19年 3月31日まで

変更後 平成17年 9月20日から平成20年 3月31日まで

2 施行地区

変更前 龍野市龍野町堂本字天神及び字八向田の各一部

変更後 たつの市龍野町堂本字天神及び字八向田の各一部

3 変更認可の年月日

平成19年 3月19日

兵庫県告示第 408 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成19年 3月30日から西播磨県民局県土整備部建築第2課において縦覧に供する。

平成19年 3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置          | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 第H18西播位置<br>0008号 | 19. 3. 15        | 揖保郡太子町鶴字構ノ内23番1の一部 | 6.00          | 42.84         |

公 告

私立幼稚園の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定により、次のとおり私立幼稚園の廃止を平成19年 3月19日に認可した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称      | 位 置            | 設 置 者     | 廃止年月日      |
|----------|----------------|-----------|------------|
| たちえ第一幼稚園 | 神戸市兵庫区北山町9番地の1 | 学校法人立江寺学園 | 平成19年3月19日 |

### 平成19年度兵庫県献血等推進計画

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第10条第4項の規定に基づき、平成19年度兵庫県献血等推進計画を策定したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 前文

病気や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植（骨髄移植やさい帯血移植）は、各々、血液、骨髄液、さい帯血などを提供していただける提供者（ドナー）の善意があって初めて成り立つ治療法である。

これらドナー確保のため、昭和39年度から献血制度が、平成3年度から公的骨髄バンク事業が、平成11年度から公的さい帯血バンク事業がそれぞれ実施されてきた。

献血者については、年々減少傾向にあり、特に若年層の献血者の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進するとともに、市町を中心とした地域ぐるみの献血運動を促進するほか、骨髄ドナー及びさい帯血の確保については、骨髄ドナー登録ボランティアや特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク及び兵庫県赤十字血液センターと連携するとともに、造血幹細胞移植医療における推進体制の構築が重要である。

本計画の推進にあたっては、阪神・淡路大震災やJR福知山線列車事故から学んだ教訓を活かし、博愛の精神のもと、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、財団法人骨髄移植推進財団、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク及びボランティア等が一体となって、県民との参画と協働を基本に取り組むものとする。

## 第1章 献血の推進

### 1 献血により確保すべき血液の目標量

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するとともに、血漿分画製剤用原料血漿の割当量を確保するため、採血種類別及び受入体制別の必要献血者数及び必要血液量を、別表1のとおり定める。

この目標値を達成するため、県内の献血参加者目標数を250,000人（200ml献血：26,200人、400ml献血：147,600人、血漿成分献血：44,300人、血小板成分献血：31,900人）と定め、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連帯のもとに献血参加者を確保し、地域別に献血する時期と献血者・献血量を分担した計画献血を推進する。

### 2 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

#### (1) 計画献血の推進

##### ア 年間計画献血の策定

(ア) 薬務・生活衛生課を置く県各健康福祉事務所（保健所）及び政令市保健所（以下合わせて、「特定保健所」という。）並びに市町（政令市保健所は除く。）は、年間献血参加者目標数をそれぞれの管内献血可能年齢（16歳～69歳）人口の6.4%（内訳：200ml献血10.5%、400ml献血59.0%、成分献血30.5%）とする。

(イ) 特定保健所は、管内の市町及び兵庫県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）と協議調整のうえ、月別・市町別の献血回数、参加人員等の年間献血実施計画表を作成する。

(ウ) 特定保健所は、管内の年間献血回数を策定するにあたっては、その回数を各月に均分化するように努める。

##### イ 献血参加者の確保

市町は、上記計画に基づき、献血推進協議会、献血会等に諮って、組織別に献血する時期と人員を分

担する計画を立てる等により、献血参加人員の確保に努める。

なお、高齢者（69歳まで）を含め、地域住民各層への働きかけを強化するとともに、献血会場での栄養指導、住民検診の場での献血の啓発等についても検討する等、献血参加者の確保に努める。

#### ウ 毎月の計画献血の日時、場所等の連絡

市町は、計画献血の実行にあたっては、その日時、場所、献血参加人員、連絡担当者等を定め、献血日の2か月前までに血液センターに連絡する。

なお、献血日の策定にあたっては、別に定めた年間献血実施計画表に合せ、やむを得ずその日程を変更しようとするときは、その旨併せて連絡し、血液センターと調整する。

#### エ 採血計画表の作成

血液センターは、前号の連絡に基づき（採血日の調整を要するものは、前月の10日までに調整を終わって）、毎月の採血計画表を作成し、前月の15日までに県、特定保健所及び市町に送付する。

ただし、この採血計画表については、移動採血日に空白を来さないように配慮する。

#### オ 広報活動

(ア) 特定保健所及び市町は、計画献血の実行にあたっては、住民の献血参加を推進するため、事前広報の徹底や効果的な広報媒体の選択等により積極的な広報に努める。

(イ) 血液センターは、毎月の採血計画表を日刊新聞社等に送付し、広報の協力を依頼する。

#### カ 職場における献血の推進

輸血用血液製剤の安定供給を確保するため、例年、血液が不足しがちとなる夏季（8月）及び年末年始（12～1月）を県独自に献血推進強調期間と定め、これらの期間を中心として、官公庁及び企業等における職場献血を推進する。

なお、職場献血の実施にあたっては、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。

#### キ 複数回献血の推進

輸血用血液の安定供給及び安全性の確保に資するため、血液センターが設立する複数回献血者を構成員とするクラブの活動に対して必要な支援を行う。

### (2) 献血思想の普及啓発、広報活動等

#### ア 献血推進キャンペーンの実施

(ア) 愛の血液助け合い運動（厚生労働省等と共催）

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400ml献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本運動を実施し、この間、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

(イ) はたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催）

新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により本キャンペーンを実施し、この間、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。

また、この期間中、AM-KOBE（ラジオ関西）によるラジオキャンペーン「はたちの献血」が実施される予定である。

#### イ 兵庫県献血功労感謝のつどいの開催

体験発表や「誓いのことば」の発表により広く県民に献血への理解と協力を呼びかけるとともに、献血功労者等に対する顕彰を行い、献血運動等のより一層の進展を図るため、本つどいを開催する。

なお、兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈並びに厚生労働大臣表彰状及び感謝状の伝達を行う。

#### ウ 学生献血推進イベント事業の実施

兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び年末年始献血推進強調期間において、又各地域のイベント会場等を活用し、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。

#### エ 高校生献血ボランティア推進事業の実施

次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近な救命ボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体及び大学生ボランティア等とともに献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示、高校生の献血に関する意識調査のためのアンケート等）を推進する。

この事業については、兵庫県教育委員会及び県立高等学校保健部長会等の協力を得て、県立学校保健部長研究協議大会等において理解を求める。

**オ 広報誌（紙）、ラジオ、テレビ等による広報**

献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報誌（紙）に広報記事を掲載するとともに、県テレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア（有線放送、ケーブルテレビ等）を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。

**カ リーフレット等の作成**

献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるためリーフレット等を作成し、各健康福祉事務所及びイベント会場等で配布する。

**(3) 献血推進組織の育成に関する事項**

**ア 市町献血推進協議会等の運営**

市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の例示事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。

**(ア) 献血計画**

(イ) 献血会の育成強化対策（協議会委員の関係団体における対策を含む。）

(ウ) 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策

**イ 市町及び健康福祉事務所担当者の研修**

各地域において献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び健康福祉事務所の担当者が、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じる体制を確保するため、県及び市町血液対策担当者会議等を通じて研修を実施する。

**ウ 献血会の育成と活動推進**

(ア) 献血会は、人類愛の精神に基づく献血推進のうえで欠くことのできないボランティア団体であることから、次により拡充強化を図る。

a 未組織の地域及び職域の組織化（学生層の育成を含む。）

b 未加入者の既組織への加入促進

c 既組織の合併または連合等による強化

(イ) 市町及び特定保健所は、協力して適切な広報手段によるPRに心掛けるとともに、積極的に住民組織との対話の機会をもつ等により、献血組織づくりの必要性を啓発し、献血会加入を呼びかけ、計画献血実行の強固な基盤づくりに努める。

(ウ) 市町及び特定保健所は、計画献血を中心として活動する献血会の運営に配慮し、職域及び地域各献血組織等の連帯性を強め、計画献血参加を推進する。

**(4) 献血功労者等の顕彰（表彰及び感謝）**

**ア 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈**

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。

**イ 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達**

献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。

**3 血液製剤の適正使用等の推進**

**(1) 兵庫県献血推進協議会血液製剤適正使用部会の開催**

血液製剤の適正使用を推進し、血液製剤の需用に見合う献血計画の策定に資するため、兵庫県献血推進協議会血液製剤適正使用部会を開催し、医療機関における血液製剤の適切かつ適正な使用を推進するためのより効果的な方法等を検討する。

**(2) 輸血療法委員会合同研修会の開催**

各医療機関の輸血療法委員会の輸血責任医師等を対象に、輸血療法の適正化及び血液製剤の適正使用に関する研修会を開催し、各医療機関における血液製剤の適正使用の推進を図る。

**4 その他**

**(1) 血液製剤の安全性の向上に関する取組み**

血液製剤の安全性の確保のための取組みの一環として、感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、

広く県民に周知徹底を図る。

また、血液センターが行う献血者の本人確認の徹底等の取組みに対して必要な協力をを行う。

## (2) 災害時における輸血用血液の確保

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害時においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、血液センター及び各市町等と十分な連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。

## (3) 採血事業者に対する助成（血液センター施設整備費補助）

県内の血液製剤供給拠点であるとともに、兵庫県災害医療センターの後方支援施設として災害時における輸血用血液の供給体制を確保するため、平成15年度神戸東部新都心に移転新築を行った血液センターの施設整備費の元利償還金に対し補助する。

## 第2章 造血幹細胞移植対策の推進

### 1 現状の目標

#### (1) 提供者（ドナー）等の確保

##### ア 骨髄バンク事業

日本骨髄バンクへの骨髄ドナー登録者数は、平成18年12月末現在で全国269,614人であり、平成19年度中にドナー登録者の全国目標の30万人を達成する見込みである。

本県の骨髄ドナー登録者数は9,469人で、人口按分による県目標12,566人に対して、達成率は75.4%であり、現在、登録説明ボランティアの協力を得て、献血併行型骨髄ドナー登録会の開催を積極的に推進し、早期の目標達成に向け努力している。

平成19年度は、県主催の献血併行型骨髄ドナー登録会、献血会場及び兵庫県赤十字血液センター献血ルームにおいて1,000人の骨髄ドナー登録者の確保を目標とする。

##### イ さい帯血バンク事業

さい帯血の確保は、日本さい帯血バンクネットワークに加入する全国11か所の公的さい帯血バンクにおいて行われ、各バンクで、さい帯血の採取、検査、分離・保存、情報管理、提供に係る事業が行われている。

本県には、平成12年度に設立された特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、兵庫医科大学内にあり、18か所のさい帯血採取医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、さい帯血バンク事業を展開しており、公開保存数では全国の約10%、移植への使用数では全国の約13%を占めている。

さい帯血の公開保存数は、現在全国で約2.6万本あり、既に当初目標の2万本を達成しているが、今後は、成人への移植の増加を受け、より細胞数の多いさい帯血の確保が必要とされている。

なお、兵庫さい帯血バンクの平成19年度の公開保存目標数は約400本であり、県は、その目標達成のため、当該バンクと連携のうえ普及啓発及び採取従事者等への研修を行うなど積極的な支援を行う。

#### (2) 造血幹細胞移植体制の整備

バンクを介した骨髄移植及びさい帯血移植は、合わせてこれまでに全国で1万例以上行われており、年間では約1,500例あまり実施され、成人特に高齢者への移植が増加している。

県内には、造血幹細胞移植を実施する医療機関は、①神戸大学医学部附属病院、②神戸市立中央市民病院・先端医療センター、③県立こども病院、④兵庫医科大学病院、⑤県立がんセンターの5か所あり、年間約70件の移植が行われている。

平成19年度は、県内移植医療機関等の連携体制の構築及び医師等の研修を実施することにより、より速やかな移植を推進し、ひとりでも多くの患者の救命を図る。

### 2 推進方策

#### (1) 提供者（ドナー）等の確保

##### ア 骨髄バンク事業の推進

効果的なドナー登録の推進を図るため、官公署及び市民イベント等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髄ドナー登録会の開催を推進する。

##### イ さい帯血バンク事業の推進

(ア) さい帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催（兵庫さい帯血バンクに委託）

さい帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修会を開催する。

(イ) さい帯血採取技術研修（兵庫さい帯血バンクに委託）

さい帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多いさい帯血の確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。

(ウ) 妊産婦等に対する普及啓発（兵庫さい帯血バンクに委託）

さい帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、各々啓発資材を作成・配布し、さい帯血移植に関する普及啓発を行う。

(2) 普及啓発

ア 骨髄移植・さい帯血移植推進合同フォーラムの開催

造血幹細胞移植に関する講演やパネルディスカッション等を内容とする推進フォーラムを開催する。

イ 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰

平成18年度から、献血功労感謝のつどいにおいて造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体に対し、兵庫県献血推進協議会長（兵庫県知事）から感謝状を贈呈しているが、今後も引き続き実施する。

ウ 妊産婦等への普及啓発

(ア) さい帯血を安定的に確保するため、県が作成を予定する「子育て支援カード（案）」にさい帯血移植について記載し、母子手帳に挟み込むなどの普及啓発を行う。

(イ) 啓発資材の作成・配布

相互に関連のある骨髄・さい帯血・献血を併せて啓発するリーフレットを作成し、献血会場、献血併行型骨髄ドナー登録会等において配布することにより、効果的な普及啓発を図る。

エ 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクへの支援

平成19年3月1日付けで、特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンクが、寄付者が税優遇措置される「認定NPO法人」に認定されたことを踏まえ、医療機関はじめ県民に広くよびかけ、さい帯血移植に対する県民の理解を一層促進する。

(3) 造血幹細胞移植対策推進協議会の開催

造血幹細胞移植の普及啓発、骨髄及びさい帯血提供者の確保対策、並びに造血幹細胞移植の推進方策等について協議・検討する。

(4) 造血幹細胞移植体制の整備

「がん対策基本法」（平成19年4月1日施行）に基づいて策定予定の「兵庫県がん対策推進計画」に、白血病等の血液がん対策を盛り込み、造血幹細胞移植体制の整備を図る。

ア 造血幹細胞移植推進検討会

県内の移植専門医師等により構成する検討会において、本県の造血幹細胞移植医療の課題と対策について協議・検討し、県内移植体制の整備方針及び整備計画等を作成する。

イ 移植専門医師研修会の実施

移植技術の向上を図るため、県内移植専門医師を対象に実地研修及び合同症例検討等の研修を実施する。

ウ 血液専門医師研修の実施

最新の造血幹細胞移植医療について普及啓発を行うとともに、速やかに移植医療に引き継ぐために、県内の血液内科等血液疾患専門医師（日本血液学会認定血液専門医約80名）を対象に研修を実施する。

(別表1)

都道府県名：兵庫県

平成19年度献血計画

(単位：リットル)

(単位：人)

| 区分      | 採血所                 | 移動採血車               | 出張採血  | 合計      | 献血量    |
|---------|---------------------|---------------------|-------|---------|--------|
| 200ml献血 | 4,460               | 15,840              | 900   | 21,200  | 4,240  |
| 400ml献血 | 25,520              | 89,080              | 4,600 | 119,200 | 47,680 |
| 小計      | 29,980              | 104,920             | 5,500 | 140,400 | 51,920 |
| 血漿成分献血  | 34,360              | —                   | 1,440 | 35,800  | 16,404 |
| 血小板成分献血 | 25,800              | —                   | —     | 25,800  | 10,320 |
| 小計      | 60,160              | —                   | 1,440 | 61,600  | 26,724 |
| 合計      | 90,140              | 104,920             | 6,940 | 202,000 | 78,644 |
| 稼働日数    | 延べ<br>4箇所<br>1,226日 | 延べ<br>10台<br>2,122台 | 174回  |         |        |

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町六分一字百丁歩1284番1の一部、1284番2の一部、1284番3、1284番7、1285番2、1290番1、1290番7、1290番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪府茨木市宮島2丁目1番13号  
大阪デリカフーズ株式会社 代表取締役 杉 和也
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成19年2月20日  
兵庫県指令東播（建）第1-6-2号（18稲美）

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 お宝創庫姫路店  
所在地 姫路市東郷町1452-19
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 トマトランド株式会社  
代表者の氏名 中 筋 保  
住所 大阪府東大阪市中野二丁目2番45号
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
    - ア 変更前  
4,515平方メートル
    - イ 変更後  
3,063平方メートル
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後6時
    - イ 変更後  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 翌午前2時
  - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
    - ア 変更前  
午前9時45分から午後6時15分まで
    - イ 変更後  
午前8時45分から翌午前2時15分まで



- 4 変更する年月日  
平成19年4月6日
- 5 以下に掲げるもののうち、上記3の変更に係るもの以外の事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 トマトランド株式会社  
代表者の氏名 中 筋 保  
住所 大阪府東大阪市中野二丁目2番45号
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数  
64台
- イ 駐輪場の収容台数  
42台
- ウ 荷さばき施設の面積  
123.06平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
16.20立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口1箇所
- イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後7時まで
- 6 届出年月日  
平成19年3月9日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
- (2) 縦覧期間  
平成19年3月30日から4月間
- 8 意見書の提出期限及び提出先  
提出期限 平成19年7月30日  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年3月30日

兵庫県

契約担当者

中播磨県民局長 原 田 彰

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
- (1) 工事名  
兵庫西流域下水汚泥処理事業 兵庫西流域下水汚泥広域処理場 1・2系溶融炉改築工事
- (2) 数量  
日平均汚泥量：69.48DStを全体系列3系列（同規模）で処理することを前提とした内の2系列（4号炉及び5号炉）を対象とする。
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所 姫路市北条1丁目98番地
- 3 落札者を決定した日  
平成19年1月18日

- 4 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社神鋼環境ソリューション
  - (2) 住所  
神戸市中央区脇浜町1丁目4番78号
- 5 落札金額  
17,094,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般
- 7 入札公告をした日  
平成18年7月7日

公安委員会規則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第4号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第40条中「7課」を「6課」に、「警備課」を「警備課」に改める。  
国体対策課

第43条中「、国体対策課の所掌に属するものを除き」を削る。

第43条の2を削り、第43条の3を第43条の2とする。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日

兵庫県公安委員会  
委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第5号

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表条例第2条第1項第1号の作業の項職員の欄中「専従する職員として登録した職員（」を「従事する職員（」に改め、「又は条例第2条第1項第25号の作業に従事する職員のうち、同項第2号、第3号、第6号及び第8号の作業に専従する職員として登録した職員」を削り、同表条例第2条第1項第1号の2の作業の項を次のように改める。

条例第2条第1項第1号の2の作業	現に被疑者が銃砲又は爆発物（以下「銃砲等」という。）を使用している事件 現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従	固定配置以外の場合 固定配置の場合	日額 1,640円 日額 1,100円
------------------	---	----------------------	------------------------

専する職員	
現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業に従事する職員（現に被疑者が銃砲等を使用している事件現場において犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業に従事する職員を除く。）	固定配置以外の場合 日額 1,100円 固定配置の場合 日額 820円
銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置により犯罪の予防の作業に従事する職員	日額 820円

第2条第1項の表条例第2条第1項第2号の作業の項職員の欄中「のうち、同項第1号、第3号、第6号及び第8号の作業に専従する職員として登録した職員」を削り、同項手当の額の欄中「300円」を「280円」に改め、同表条例第2条第1項第9号の作業の項を削り、同表第2条第1項第12号の作業の項職員の欄を次のように改める。

火薬類又は高圧ガスの取締りのため立入検査を行う職員で本部長が指定するもの

第2条第1項の表条例第2条第1項第15号の作業の項手当の額の欄を次のように改める。

	日額 3,200円
解剖補助及び損傷著しい死体取扱い	日額 3,200円
その他	日額 1,600円

第2条第1項の表条例第2条第1項第16号の作業の項を削り、同表条例第2条第1項第17号の業務の項職員の欄中「いう。」の右に「以下同じ。」を加え、同項手当の額の欄を次のように改める。

正規の勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	1回 1,100円
正規の勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	
2時間以上	1回 730円
2時間未満	1回 410円

第2条第1項の表条例第2条第1項第18号の作業の項を次のように改める。

条例第2条第1項第18号の作業	爆発物又はその疑いのある物の処理作業に従事する職員として登録した職員	1件 5,200円
	特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸）	特殊危険物質等が発散し、又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円

	<p>イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業に従事する職員</p>	<p>特殊危険物質等が発散し、又は漏えいするおそれがある現場において行う作業</p> <p>1件 2,600円</p>
	<p>特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(特殊危険物質に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業を除く。)に従事する職員</p>	<p>1件 250円</p>

第2条第1項の表条例第2条第1項第25号の作業の項職員の欄中「以下同じ。」を削り、同項手当の額の欄を次のように改める。

<p>1回 1,240円</p>
------------------

第2条第2項中「、第9号」及び「、第16号」を削り、「掲げる作業等」を「掲げる作業」に改める。

第3条中「第9号、第11号、第16号」を「第11号」に、「作業等」を「作業」に、「第33条第1項」を「第33条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する作業等から適用し、同日前に着手した作業等については、なお従前の例による。

## 警察本部公告

### 入札公告

次の調達を、総合評価一般競争入札に付す。

平成19年3月30日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠 史

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達内容

放置車両確認事務委託業務

##### (2) 調達件名（入札件名）

下記アからケの調達件名ごとに入札を行う。

- ア 東灘・灘ブロック放置車両確認事務委託業務
- イ 葦合・生田・神戸水上ブロック放置車両確認事務委託業務
- ウ 兵庫・長田ブロック放置車両確認事務委託業務
- エ 須磨・垂水ブロック放置車両確認事務委託業務
- オ 神戸西・神戸北ブロック放置車両確認事務委託業務
- カ 芦屋・西宮・甲子園ブロック放置車両確認事務委託業務
- キ 尼崎南・尼崎東・尼崎北ブロック放置車両確認事務委託業務
- ク 伊丹・川西・宝塚ブロック放置車両確認事務委託業務
- ケ 明石・加古川・姫路ブロック放置車両確認事務委託業務

##### (3) 業務の概要

放置車両確認機関（受託者）は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員を、あらかじめ計画された時間に指定された警察署に登庁させて、計画された場所において2名以上1組で放置車両の確認事務を行わせる。

##### (4) 業務期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日まで

##### (5) 業務場所及び仕様

入札説明書による。

##### (6) 入札方法

総合評価一般競争入札

#### 2 入札参加資格

本業務の入札に参加することができる資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてに該当し、契約担当者的入札参加資格の確認を受けた法人とする。

なお、入札参加資格を確認する基準となる日（以下「確認基準日」という。）は、特に定める場合を除き、平成19年4月20日とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、確認基準日及び入札の日において受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (7) 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命じられていないこと。
- (8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (9) 過去2年以内において、刑に処せられていないこと。
- (10) 過去2年以内において、道路交通法第75条第2項（自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に係るものに限る。）又は同法第75条の2第2項に基づく兵庫県公安委員会の使用制限命令を受けたことがないこと。
- (11) 道路交通法第51条の8第1項に基づく兵庫県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく兵庫県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- (12) 入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (13) 兵庫県内に事務所を有していること。
- (14) 仕様書に定められた業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

### 3 入札参加の申込み

入札に参加を希望する者は、入札件名ごとに参加申込みに必要な書類（以下「参加申込書類」という。）を作成の上、下記(1)の期間内に(2)の場所まで提出し、契約担当者の入札参加資格の確認を受けること。なお、参加申込書類は持参することとし、郵送等による提出は認めない。

#### (1) 提出期間

平成19年3月30日（金）から同年4月13日（金）まで（土曜及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 提出場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当者 岡本  
電話（078）341-7441（内線 2252）

#### (3) 参加申込書類の内容

入札説明書による。

### 4 入札説明書の交付期間、場所及び方法

#### (1) 交付期間

3(1)に同じ。

#### (2) 交付場所

3(2)に同じ。

#### (3) 交付方法

無料で交付する。

### 5 入札説明会の開催

入札説明会への出席を入札参加条件としているので、入札参加希望者は必ず出席すること。

#### (1) 開催日時

平成19年4月20日（金）午後2時から午後3時30分

#### (2) 開催場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部 4階入札室

#### (3) 出席人員

1法人あたり1名とする。

### 6 入札の手続き等

#### (1) 入札の日時

ア 東灘・灘ブロック放置車両確認事務委託業務

平成19年5月2日(水)午後1時00分

イ 葦合・生田・神戸水上ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後1時30分

ウ 兵庫・長田ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後2時00分

エ 須磨・垂水ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後2時30分

オ 神戸西・神戸北ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後3時00分

カ 芦屋・西宮・甲子園ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後3時30分

キ 尼崎南・尼崎東・尼崎北ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後4時00分

ク 伊丹・川西・宝塚ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後4時30分

ケ 明石・加古川・姫路ブロック放置車両確認事務委託業務

同日午後5時00分

(2) 入札及び開札場所

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部 4階入札室

(3) 提出書類及び提出方法

入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類(以下「入札書等」という。)を、入札当日に指示された方法により提出すること。なお、郵送等による提出は認めない。

(4) 開札

入札件名ごとに入札者立会いの上、開札を行う。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 5に定める入札説明会に出席すること。

イ 入札書等が所定の日時、場所に提出されていること。

ウ 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が所定額以上であり、平成19年5月1日(火)正午までに3(2)で定める場所に納入されていること。なお、入札保証保険証書の場合、保険期間が平成19年6月30日までであること。

エ 入札者又はその代理人が、同一入札について2通以上した入札(同一事項について2通り以上の書類を提出した場合を含む。)でないこと。

オ 本件入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の代理をした者の入札でないこと。

カ 連合(談合)その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

ク 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 落札決定の前日までの間において、契約担当者から入札関係書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じること。

7 落札者の決定方法

(1) 総合評価の方法

ア 提出された入札書等の内容について、契約担当者が定めた「総合評価落札者決定基準」に基づき、項目ごとに評価点を算出する。

イ 入札金額を得点化した価格評価点(50点以内)と提出書類を項目ごとに得点化した価格以外の評価点(書類審査点(50点以内))の合計点(100点以内)をもって、総合評価点とする。

ウ 総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合、適正に履行できるかどうかの調査を行った上、落札者を決定する。

- (2) 総合評価落札者決定基準  
詳細は、入札説明書による。

8 その他

- (1) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、入札書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札説明書に示した入札に関する条項に反した入札は無効とする。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否  
要
- (4) その他  
本公告に定めるもののほか、県財務規則及び入札説明書による。

県議会告示

兵庫県議会告示第4号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第6項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程を次のように定める。

平成19年3月30日

兵庫県議会議長 長田 執

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第3条第6項に定める議会の運営に必要な会議を定める規程

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）第3条第6項に定める議会の運営に必要な会議は、次に掲げる会議とする。

- (1) 各会派代表者会議
- (2) 政務調査会長会
- (3) 広報委員会
- (4) 正副常任委員長会議
- (5) 地方議会協議会
- (6) 新議会世話人会設置準備会
- (7) 新議会世話人会
- (8) 兵庫県議会情報公開審査会

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

正 誤

○平成16年3月31日付け（兵庫県公報第6号外）

兵庫県税証紙条例施行規則の一部を改正する規則（兵庫県規則第28号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
16	上から28	別表を	別表中狩猟者登録税入猟税証紙の部を

16ページ上から29行目中「別表（第2条関係）」を削る。